

頁	現行（平成 26 年 5 月修正）	修正案	修正理由
表紙	<p style="text-align: center;"> 熊本県地域防災計画 （一般災害対策編） 平成 <u>26</u> 年度修正 熊本県防災会議 </p>	<p style="text-align: center;"> 熊本県地域防災計画 （一般災害対策編） 平成 <u>27</u> 年度修正 熊本県防災会議 </p>	
目次	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的…………… 1</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針…………… 1</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… 2</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況…………… 7</p> <p>第 5 節 熊本県の気象災害の特性…………… 9</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 水害・土砂災害予防計画 …… 1 0</p> <p>第 2 節 高潮災害予防計画 …… 1 8</p> <p>第 3 節 建造物等災害予防計画 …… 2 0</p> <p>第 4 節 火災予防計画 …… 2 1</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的…………… 1</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針…………… 1</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… 2</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況…………… 7</p> <p>第 5 節 熊本県の気象災害の特性…………… 9</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 水害・土砂災害予防計画 …… 1 0</p> <p>第 2 節 高潮災害予防計画 …… <u>1 9</u></p> <p>第 3 節 建造物等災害予防計画 …… <u>2 1</u></p> <p>第 4 節 火災予防計画 …… <u>2 2</u></p>	

第5節 危険物等災害予防計画	24	第5節 危険物等災害予防計画	<u>25</u>
第6節 文化財災害予防計画	29	第6節 文化財災害予防計画	<u>30</u>
第7節 海上災害予防計画	31	第7節 海上災害予防計画	<u>32</u>
第8節 災害危険地域指定計画	33	第8節 災害危険地域指定計画	<u>34</u>
第9節 気象観測施設等整備計画	35	第9節 気象観測施設等整備計画	<u>36</u>
第10節 防災業務施設整備計画	36	第10節 防災業務施設整備計画	<u>37</u>
第11節 災害備蓄物資・資機材整備計画	38	第11節 災害備蓄物資・資機材整備計画	<u>39</u>
第12節 災害対策基金等管理計画	41	第12節 災害対策基金等管理計画	<u>42</u>
第13節 自主防災組織育成計画	42	第13節 自主防災組織育成計画	<u>43</u>
第14節 防災知識普及計画	46	第14節 防災知識普及計画	<u>47</u>
第15節 防災訓練計画	51	第15節 防災訓練計画	<u>52</u>
第16節 避難収容計画	54	第16節 避難収容計画	<u>55</u>
第17節 避難行動要支援者等支援計画	59	第17節 避難行動要支援者等支援計画	<u>60</u>
第18節 医療保健計画	63	第18節 医療保健計画	<u>64</u>
第19節 災害ボランティア計画	68	第19節 災害ボランティア計画	<u>69</u>
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第1節 組織計画	71	第1節 組織計画	<u>72</u>
第2節 職員配置計画	83	第2節 職員配置計画	<u>84</u>
第3節 災害警備計画	98	第3節 災害警備計画	<u>99</u>
第4節 応援要請計画	100	第4節 応援要請計画	<u>101</u>
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	104	第5節 自衛隊災害派遣要請計画	<u>105</u>
第6節 予警報等伝達計画	106	第6節 予警報等伝達計画	<u>107</u>
第7節 通信施設利用計画	120	第7節 通信施設利用計画	<u>122</u>
第8節 情報収集及び被害報告取扱計画	124	第8節 情報収集及び被害報告取扱計画	<u>126</u>
第9節 広報計画	130	第9節 広報計画	<u>132</u>

第10節	水防計画	135	第10節	水防計画	<u>137</u>
第11節	消防計画	136	第11節	消防計画	<u>138</u>
第12節	避難収容対策計画	138	第12節	避難収容対策計画	<u>140</u>
第13節	災害救助法等の適用計画	149	第13節	災害救助法等の適用計画	<u>152</u>
第14節	救出計画	157	第14節	救出計画	<u>160</u>
第15節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	160	第15節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	<u>163</u>
第16節	医療救護計画	162	第16節	医療救護計画	<u>165</u>
第17節	食糧供給計画	166	第17節	食糧供給計画	<u>169</u>
第18節	給水計画	170	第18節	給水計画	<u>173</u>
第19節	生活必需品供給計画	171	第19節	生活必需品供給計画	<u>174</u>
第20節	住宅応急対策計画	173	第20節	住宅応急対策計画	<u>176</u>
第21節	交通規制計画	175	第21節	交通規制計画	<u>178</u>
第22節	輸送計画	178	第22節	輸送計画	<u>182</u>
第23節	緊急通行車両確認計画	180	第23節	緊急通行車両確認計画	<u>184</u>
第24節	民間団体活用計画	182	第24節	民間団体活用計画	<u>186</u>
第25節	労務供給計画	184	第25節	労務供給計画	<u>188</u>
第26節	保健衛生計画	187	第26節	保健衛生計画	<u>191</u>
第27節	災害ボランティア活用計画	191	第27節	災害ボランティア活用計画	<u>195</u>
第28節	廃棄物処理計画	195	第28節	廃棄物処理計画	<u>199</u>
第29節	文教対策計画	197	第29節	文教対策計画	<u>201</u>
第30節	ダム等管理計画	199	第30節	ダム等管理計画	<u>203</u>
第31節	障害物除去計画	202	第31節	障害物除去計画	<u>206</u>
第32節	公共施設応急工事計画	204	第32節	公共施設応急工事計画	<u>208</u>
第33節	農林水産応急対策計画	207	第33節	農林水産応急対策計画	<u>211</u>
第34節	電力施設応急対策計画	208	第34節	電力施設応急対策計画	<u>212</u>
第35節	ガス施設応急対策計画	210	第35節	ガス施設応急対策計画	<u>214</u>

<p>第36節 阿蘇火山爆発対策計画 …………… 2 1 2</p> <p>第37節 航空機災害応急対策計画 …………… 2 2 0</p> <p>第38節 海上災害対策計画 …………… 2 2 7</p> <p>第39節 九州自動車道等災害対策計画 …………… 2 3 4</p> <p>第40節 物価安定対策計画 …………… 2 3 9</p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向 …………… 2 4 0</p> <p>第2節 公共土木施設災害復旧計画 …………… 2 4 1</p> <p>第3節 農林水産業施設災害復旧計画 …………… 2 4 3</p> <p>第4節 その他の災害復旧計画 …………… 2 4 5</p> <p>第5節 被災農林漁業の経営安定計画 …………… 2 4 7</p> <p>第6節 被災中小企業振興計画 …………… 2 4 8</p> <p>第7節 被災者自立支援対策計画 …………… 2 4 9</p> <p>第8節 海上災害復旧計画 …………… 2 5 1</p> <p>第9節 復興計画 …………… 2 5 2</p> <p>熊本県特殊災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 …………… 2 5 3</p> <p>第2節 計画の性格 …………… 2 5 3</p> <p>第3節 計画の対象地域とその現況 …………… 2 5 3</p> <p>第4節 災害の想定 …………… 2 5 4</p> <p>第5節 災害の区分 …………… 2 5 4</p> <p>第2章 防災関係機関および企業等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 防災関係機関 …………… 2 5 5</p>	<p>第36節 阿蘇火山噴火対策計画 …………… <u>2 1 6</u></p> <p>第37節 航空機災害応急対策計画 …………… <u>2 2 5</u></p> <p>第38節 海上災害対策計画 …………… <u>2 3 2</u></p> <p>第39節 九州自動車道等災害対策計画 …………… <u>2 3 9</u></p> <p>第40節 物価安定対策計画 …………… <u>2 4 4</u></p> <p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向 …………… <u>2 4 5</u></p> <p>第2節 公共土木施設災害復旧計画 …………… <u>2 4 6</u></p> <p>第3節 農林水産業施設災害復旧計画 …………… <u>2 4 8</u></p> <p>第4節 その他の災害復旧計画 …………… <u>2 5 0</u></p> <p>第5節 被災農林漁業の経営安定計画 …………… <u>2 5 2</u></p> <p>第6節 被災中小企業振興計画 …………… <u>2 5 3</u></p> <p>第7節 被災者自立支援対策計画 …………… <u>2 5 4</u></p> <p>第8節 海上災害復旧計画 …………… <u>2 5 6</u></p> <p>第9節 復興計画 …………… <u>2 5 7</u></p> <p>熊本県特殊災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 …………… <u>2 5 8</u></p> <p>第2節 計画の性格 …………… <u>2 5 8</u></p> <p>第3節 計画の対象地域とその現況 …………… <u>2 5 8</u></p> <p>第4節 災害の想定 …………… <u>2 5 9</u></p> <p>第5節 災害の区分 …………… <u>2 5 9</u></p> <p>第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 防災関係機関 …………… <u>2 6 0</u></p>	<p>表現適正化</p>
---	--	--------------

第2節 企業等 ……………	2 5 7	第2節 企業等 ……………	<u>2 6 2</u>
第3章 防災組織の確立		第3章 防災組織の確立	
第1節 組織の整備 ……………	2 5 8	第1節 組織の整備 ……………	<u>2 6 3</u>
第2節 連絡協議会の設置 ……………	2 5 8	第2節 連絡協議会の設置 ……………	<u>2 6 3</u>
第3節 応援協力体制の確立 ……………	2 5 8	第3節 応援協力体制の確立 ……………	<u>2 6 3</u>
第4章 災害予防対策計画		第4章 災害予防対策計画	
第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等 ……………	2 6 0	第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等 ……………	<u>2 6 5</u>
第2節 防災訓練の実施 ……………	2 6 0	第2節 防災訓練の実施 ……………	<u>2 6 5</u>
第3節 危険物等の保安 ……………	2 6 0	第3節 危険物等の保安 ……………	<u>2 6 5</u>
第5章 災害応急対策計画		第5章 災害応急対策計画	
第1節 情報の収集伝達 ……………	2 6 1	第1節 情報の収集伝達 ……………	<u>2 6 6</u>
第2節 組織動員計画 ……………	2 6 3	第2節 組織動員計画 ……………	<u>2 6 8</u>
第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 ……………	2 7 0	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 ……………	<u>2 7 5</u>
第4節 海上災害の場合の各種応急措置 ……………	2 7 5	第4節 海上災害の場合の各種応急措置 ……………	<u>2 8 0</u>
第6章 企業の自主防衛計画 ……………	2 7 8	第6章 企業の自主防衛計画 ……………	<u>2 8 3</u>
熊本県原子力災害対策計画		熊本県原子力災害対策計画	
第1章 総則		第1章 総則	
第1節 計画の背景 ……………	2 7 9	第1節 計画の背景 ……………	<u>2 8 4</u>
第2節 計画の目的 ……………	2 7 9	第2節 計画の目的 ……………	<u>2 8 4</u>
第3節 計画の性格 ……………	2 7 9	第3節 計画の性格 ……………	<u>2 8 4</u>
第4節 計画の見直し ……………	2 7 9	第4節 計画の見直し ……………	<u>2 8 4</u>
第2章 防災活動体制		第2章 防災活動体制	
第1節 対策本部等の体制 ……………	2 8 0	第1節 対策本部等の体制 ……………	<u>2 8 5</u>
第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保 ……………	2 8 1	第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保 ……………	<u>2 8 6</u>
第3章 災害予防計画		第3章 災害予防計画	

第1節 情報の収集・連絡体制の整備	282	第1節 情報の収集・連絡体制の整備	<u>287</u>
第2節 住民避難体制の整備	282	第2節 住民避難体制の整備	<u>287</u>
第3節 広域的連携体制の整備	282	第3節 広域的連携体制の整備	<u>287</u>
第4節 モニタリング体制の整備	282	第4節 モニタリング体制の整備	<u>287</u>
第5節 健康相談及び医療体制の整備	283	第5節 健康相談及び医療体制の整備	<u>288</u>
第6節 住民等への知識の普及、啓発	283	第6節 住民等への知識の普及、啓発	<u>288</u>
第7節 防護資機材の確保	283	第7節 防護資機材の確保	<u>288</u>
第8節 防災訓練の実施	283	第8節 防災訓練の実施	<u>288</u>
第4章 災害応急対策計画		第4章 災害応急対策計画	
第1節 組織体制の確立	284	第1節 組織体制の確立	<u>289</u>
第2節 情報の収集	284	第2節 情報の収集	<u>289</u>
第3節 情報の連絡	284	第3節 情報の連絡	<u>289</u>
第4節 住民避難等の防護活動	285	第4節 住民避難等の防護活動	<u>290</u>
第5節 緊急時環境放射線モニタリングの実施	286	第5節 緊急時環境放射線モニタリングの実施	<u>291</u>
第6節 健康相談及び医療の実施	286	第6節 健康相談及び医療の実施	<u>291</u>
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	286	第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	<u>291</u>
第8節 広域的連携	286	第8節 広域的連携	<u>291</u>
第5章 災害復旧対策計画		第5章 災害復旧対策計画	
第1節 環境放射線モニタリングの実施	287	第1節 環境放射線モニタリングの実施	<u>292</u>
第2節 風評被害等の影響軽減	287	第2節 風評被害等の影響軽減	<u>292</u>
第3節 住民健康相談	287	第3節 住民健康相談	<u>292</u>
第4節 放射性物質による汚染の除去等	287	第4節 放射性物質による汚染の除去等	<u>292</u>
第5節 支援措置その他	287	第5節 支援措置その他	<u>292</u>
参 考		参 考	
熊本県防災会議条例	288	熊本県防災会議条例	<u>293</u>

熊本県防災会議運営要領	290	熊本県防災会議運営要領	<u>295</u>
熊本県災害対策本部条例	292	熊本県災害対策本部条例	<u>297</u>
熊本県災害対策本部規程	293	熊本県災害対策本部規程	<u>298</u>
熊本県災害警戒本部規程	297	熊本県災害警戒本部規程	<u>302</u>
災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	299	災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	<u>304</u>
災害時における放送要請に関する協定	300	災害時における放送要請に関する協定	<u>305</u>
九州・山口9県災害時応援協定	301	九州・山口9県災害時応援協定	<u>306</u>
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	303	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	<u>308</u>
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施細目	305	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施細目	<u>310</u>
市町村及び消防機関における相互応援協定	307	市町村及び消防機関における相互応援協定	<u>312</u>
熊本県ヘリコプター運用調整会議規約	309	熊本県ヘリコプター運用調整会議規約	<u>314</u>
大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領	312	大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領	<u>317</u>
災害時の医療救護に関する協定書	315	災害時の医療救護に関する協定書	<u>320</u>
災害時の医療救護に関する協定実施細目	318	災害時の医療救護に関する協定実施細目	<u>323</u>
日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領	320	日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領	<u>325</u>
日本赤十字社熊本県支部出動基準	322	日本赤十字社熊本県支部出動基準	<u>327</u>
日本赤十字社熊本県支部救護班派遣要領及び編成基準	323	日本赤十字社熊本県支部救護班派遣要領及び編成基準	<u>328</u>
災害救助法に基づく業務委託契約書	325	災害救助法に基づく業務委託契約書	<u>330</u>
災害時応援協定等一覧	327	災害時応援協定等一覧	<u>332</u>
熊本県防災会議委員名簿	332	熊本県防災会議委員名簿	<u>337</u>
熊本県防災会議幹事名簿	334	熊本県防災会議幹事名簿	<u>339</u>

<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務 (表中)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務 (表中)</p>														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 539 504 1407" rowspan="6"> <p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p> </td> <td data-bbox="504 539 1070 639">1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果を収集、発表すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 639 1070 740">2 <u>気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 740 1070 1082">3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1082 1070 1219">4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1219 1070 1356">5 <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1356 1070 1407">6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発</u></td> </tr> </table>	<p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果を収集、発表すること</u>	2 <u>気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u>	3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知すること</u>	4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報すること</u>	5 <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力すること</u>	6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1104 539 1366 1407" rowspan="5"> <p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p> </td> <td data-bbox="1366 539 1933 639">1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 639 1933 836">2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 836 1933 936">3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 936 1933 1021">4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1366 1021 1933 1121">5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</u></td> </tr> </table>	<p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと</u>	2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと</u>	3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</u>	4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</u>	5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</u>	<p>表現適正化</p>
<p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果を収集、発表すること</u>															
	2 <u>気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u>															
	3 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知すること</u>															
	4 <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報すること</u>															
	5 <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力すること</u>															
	6 <u>災害の発生が予想されるときや、災害発</u>															
<p>福岡管区气象台 熊本地方气象台</p>	1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと</u>															
	2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと</u>															
	3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること</u>															
	4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</u>															
	5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</u>															

		<p><u>生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</u></p> <p>7 <u>都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</u></p>		
7	第4節 (略)		第4節 (略)	
9	<p>第5節 熊本県の気象災害の特性 (略)</p> <p>1. 梅雨期の大雨による水害 熊本県における梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かい湿った空気の<u>流れ込によって発達</u>することが多い。 (略)</p> <p>2. (略)</p>		<p>第5節 熊本県の気象災害の特性 (略)</p> <p>1. 梅雨期の大雨による水害 熊本県における梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かい湿った空気の<u>流れ込みによって発生</u>することが多い。 (略)</p> <p>2. (略)</p>	字句修正
10	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害・土砂災害予防計画（県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p> <p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局）</p> <p>(1) 山地災害の原因と対策 (略)</p> <p>本県は急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発</p>		<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害・土砂災害予防計画（県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）</p> <p>1. 治山対策（県農林水産部、九州森林管理局）</p> <p>(1) 山地災害の原因と対策 (略)</p> <p>本県は急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発</p>	

<p>11</p>	<p>生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成25年3月現在4,248箇所ある。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2. 土砂災害対策</p> <p>(1) 土石流対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議（又は市町村長）は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに<u>土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u>について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成26年3月現在4,386箇所ある。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2. 土砂災害対策</p> <p>(1) 土石流対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議（又は市町村長）は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに<u>次に掲げる事項</u>について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>iv) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及</u></p>	<p>時点修正</p> <p>対策の追加</p>
-----------	---	---	--------------------------

<p>11</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 地すべり防止対策</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 砂防地すべり対策 (県土木部、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町村防災会議 (又は市町村長) は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。</p>	<p><u>び所在地</u></p> <p><u>v) 救助に関する事項</u></p> <p><u>vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 地すべり防止対策</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 砂防地すべり対策 (県土木部、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議 (又は市町村長) は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>iii) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>iv) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施</u></p>	<p>対策の追加</p>
-----------	---	--	--------------

<p>12</p> <p>13</p>	<p>(詳細：14ページ 【参照】市町村地域防災計画に記載すべき内容)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村） (略)</p> <p>なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議（又は市町村長）は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに<u>土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u>について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>設の名称及び所在地</u></p> <p><u>v) 救助に関する事項</u></p> <p><u>vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、市町村防災会議（又は市町村長）は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p>(詳細：14ページ 【参照】市町村地域防災計画に記載すべき内容)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村） (略)</p> <p>なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議（又は市町村長）は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに<u>次に掲げる事項</u>について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う</u></p>	<p>対策の追加</p>
---------------------	---	--	--------------

	<p>(略)</p> <p>14 (5) ~ (8) (略)</p> <p>15 3. ~ 7. (略)</p> <p>18 第2節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(1) 海岸概況</p> <p>(略)</p> <p>これらの海岸については「海岸法」に基づき国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されているが、その危険箇所は、県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部所管については<u>危険箇所</u>編のとおりとなっている。</p> <p>20 第3節～第8節 (略)</p>	<p><u>土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>iv) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>v) 救助に関する事項</u></p> <p><u>vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>3. ~ 7. (略)</p> <p>第2節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>1. 海岸対策（県土木部、県農林水産部、市町、関係機関）</p> <p>(1) 海岸概況</p> <p>(略)</p> <p>これらの海岸については「海岸法」に基づき国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されているが、その危険箇所は、県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部所管については<u>資料</u>編のとおりとなっている。</p> <p>第3節～第8節 (略)</p>	<p>字句修正</p>
--	--	--	-------------

35	<p>第9節 気象観測施設等整備計画（熊本地方気象台、各防災関係機関）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 気象観測施設等の整備</p> <p>(1) 熊本地方気象台</p> <p>熊本地方気象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。</p> <p>① 熊本地方気象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報（警報、注意報、情報など）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 地域気象観測所</p> <p><u>県内13か所</u>に有線ロボット気象計を設置し、四要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p> <p>また、益城（<u>福岡航空測候所熊本空港出張所</u>）において、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p> <p>ニ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第9節 気象観測施設等整備計画（熊本地方気象台、各防災関係機関）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 気象観測施設等の整備</p> <p>(1) 熊本地方気象台</p> <p>熊本地方気象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。</p> <p>① 熊本地方気象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報（警報、注意報、情報など）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 地域気象観測所</p> <p><u>県内14か所</u>に有線ロボット気象計を設置し、四要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p> <p>また、益城（<u>熊本航空気象観測所</u>）において、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</p> <p>ニ (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>時点修正</p> <p>組織改正</p>
36	<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>	
38	<p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害備蓄物資・資機材整備計画（県知事公室、県健康福祉</p>	<p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害備蓄物資・資機材整備計画（県知事公室、県健康福祉</p>	

	<p>部、九州農政局生産部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関) (略)</p> <p>1. 食糧の備蓄(県健康福祉部、九州農政局生産部)</p> <p>(1) 米穀の備蓄</p> <p>① 農林水産省(生産局)の備蓄</p> <p>米穀の備蓄については、平成7年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えて、政府は責任をもって必要量を備蓄することとされ、県内では<u>5倉庫業者に約11,700トン(平成25年2月末現在)の米穀が備蓄</u>されている。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. ~7. (略)</p>	<p>部、<u>県商工観光労働部</u>、九州農政局生産部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関) (略)</p> <p>1. 食糧の備蓄(県健康福祉部、九州農政局生産部)</p> <p>(1) 米穀の備蓄</p> <p>① 農林水産省(生産局)の備蓄</p> <p>米穀の備蓄については、平成7年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えて、政府は責任をもって必要量を備蓄することとされ、県内では<u>政府所有米穀の販売等を受託した受託事業者が保管契約を行った保管業者の倉庫に保管</u>されている。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. ~7. (略)</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の改正等に伴う修正</p>
40	<p>8. 救援物資の管理・輸送等(県知事公室、県健康福祉部、市町村、関係機関)</p> <p><u>県、市町村は、救援物資の管理・輸送等について、あらかじめ、輸送関係機関や民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p>	<p>8. 救援物資の管理・輸送等(県知事公室、県健康福祉部、<u>県商工観光労働部</u>、市町村、関係機関)</p> <p><u>県は、市町村からの要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄や民間からの調達、あるいは国や他都道府県への要請等により必要な救援物資を確保し、市町村の指定する拠点まで輸送するため、輸送関係機関から輸送車両、機材及びノウハウの提供等を受けるなどして、官民連携により、救援物資の管理・輸送等に努めるものとする。</u></p>	<p>実施機関の追加</p> <p>対策の強化</p>

		<p><u>なお、広域的な災害発生時において、被災都道府県等からの要請に基づき、被災都道府県等の指定する拠点まで救援物資を輸送する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>市町村は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>第 1 2 節～第 1 3 節 (略)</p> <p>第 1 4 節 防災知識普及計画 (県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容 (県知事公室、県警察本部、市町村、関係機関)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 火災予防の心得</p> <p>② 気象予警報等の種別と対策</p> <p><u>③ 災害危険個所の認識</u></p> <p><u>④ 台風襲来時の家屋の保全方法</u></p>	<p>対策の追加</p>
41	第 1 2 節～第 1 3 節 (略)	第 1 2 節～第 1 3 節 (略)	
46	第 1 4 節 防災知識普及計画 (県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)	第 1 4 節 防災知識普及計画 (県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)	
47	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容 (県知事公室、県警察本部、市町村、関係機関)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 火災予防の心得</p> <p>② 気象予警報等の種別と対策</p> <p><u>③ 台風襲来時の家屋の保全方法</u></p>	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容 (県知事公室、県警察本部、市町村、関係機関)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>災害の未然防止若しくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 火災予防の心得</p> <p>② 気象予警報等の種別と対策</p> <p><u>③ 災害危険個所の認識</u></p> <p><u>④ 台風襲来時の家屋の保全方法</u></p>	<p>対策の追加</p>

	<p>④～⑯ (略)</p> <p>5. ～11. (略)</p> <p>51 第15節～第18節 (略)</p> <p>68 第19節 災害ボランティア計画 (県関係各部、関係機関)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>69 3. ボランティアの養成、登録、体制整備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり</p> <p style="text-align: right;">(平成23年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="224 829 1052 1268"> <tr> <td>登録種別</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>砂防ボランティア登録制度</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td style="text-align: center;">1,262名</td> <td style="text-align: center;">88名</td> <td style="text-align: center;">169名</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td style="text-align: center;">5年毎に講習会実施</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)				登録者数	1,262名	88名	169名	研修の内容	5年毎に講習会実施	(略)	(略)	(略)				<p>⑤～⑰ (略)</p> <p>5. ～11. (略)</p> <p>第15節～第18節 (略)</p> <p>第19節 災害ボランティア計画 (県関係各部、関係機関)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. ボランティアの養成、登録、体制整備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県による専門ボランティア登録制度</p> <p>県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり</p> <p style="text-align: right;">(平成27年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1086 829 1915 1316"> <tr> <td>登録種別</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>砂防ボランティア登録制度</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td style="text-align: center;">1,433名</td> <td style="text-align: center;">139名</td> <td style="text-align: center;">222名</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td style="text-align: center;">隔年で講習会と実地訓練を交互に実施</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)				登録者数	1,433名	139名	222名	研修の内容	隔年で講習会と実地訓練を交互に実施	(略)	(略)	(略)				<p style="text-align: right;">時点修正</p> <p style="text-align: right;">時点修正 表現適正化</p>
登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																								
(略)																																											
登録者数	1,262名	88名	169名																																								
研修の内容	5年毎に講習会実施	(略)	(略)																																								
(略)																																											
登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																								
(略)																																											
登録者数	1,433名	139名	222名																																								
研修の内容	隔年で講習会と実地訓練を交互に実施	(略)	(略)																																								
(略)																																											

71	第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画（県、関係機関） 1. ～ 2. （略）	第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画（県、関係機関） 1. ～ 2. （略）		
73	3. 熊本県災害対策本部 （略） （1）～（3）（略）	3. 熊本県災害対策本部 （略） （1）～（3）（略）		
75	（4）熊本県災害対策本部組織図 （組織図中）	（4）熊本県災害対策本部組織図 （組織図中）		
75	本 部 室			
	（略）	（略）		
	本部室に常駐する班長	市町村班長 <u>（市町村行政課長）</u> （略） 救助班長 （健康福祉政策課長） <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> 河川班長 （河川課長） （略）	市町村班長 <u>（市町村課長）</u> （略） 救助班長 （健康福祉政策課長） <u>医務班長 （医療政策課長）</u> <u>薬務衛生班長 （薬務衛生課長）</u> 河川班長 （河川課長） （略）	組織改正 体制の強化 体制の強化
	総務対策部	市町村班 <u>（市町村行政課 市町村財政課）</u>	市町村班 <u>（市町村課）</u>	組織改正
	企画振興対策部	応接班 <u>（文化企画課 統計調査課）</u>	応接班 <u>（文化企画・世界遺産推進課 統計調査課）</u>	組織改正
	農林水産対策部	<u>技術管理班</u> <u>農地整備班</u>	<u>農地整備班</u> <u>技術管理班</u>	建制順錯誤

	災害対策部の分掌事務 (表中)			災害対策部の分掌事務 (表中)			
76	総務 対策 部	市町村班 <u>(市町村行政課)</u> <u>(市町村財政課)</u>	(略)	総務 対策 部	市町村班 <u>(市町村課)</u>	(略)	組織改正
77	企画 振興 対策 部	応接班 <u>(文化企画課)</u> <u>統計調査課</u>	(略)	企画 振興 対策 部	応接班 <u>(文化企画・世界)</u> <u>遺産推進課</u> <u>統計調査課</u>	(略)	組織改正
	健康 福祉 対策 部	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 <u>(新規)</u>	健康 福祉 対策 部	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 <u>3 被災動物対策に関する事項</u>	事務の明記
79	農林 水産 対策 部	<u>技術管理班</u> <u>(技術管理課)</u> <u>農地整備班</u> <u>(農地整備課)</u>	(略)	農林 水産 対策 部	<u>農地整備班</u> <u>(農地整備課)</u> <u>技術管理班</u> <u>(技術管理課)</u>	(略)	建制順錯誤
82	4. ～6. (略)			4. ～6. (略)			
83	第2節 職員配置計画 (県、市町村) (略) 1. (略) 2. 県職員の配置			第2節 職員配置計画 (県、市町村) (略) 1. (略) 2. 県職員の配置			

86 90	(1)～(4) (略) (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 (略) 別表2【警戒体制(地震以外の災害)】 (表中)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水産振興課 漁港漁場整備課 (略)</td> <td>※③ } 1</td> <td>各港管理事務所 (4事務所)</td> <td>※③ 2</td> </tr> <tr> <td>港湾課 (略)</td> <td>※② 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁計</td> <td>2 5</td> <td>(出先機関計)</td> <td>1 1 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="2">1 3 5</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	水産振興課 漁港漁場整備課 (略)	※③ } 1	各港管理事務所 (4事務所)	※③ 2	港湾課 (略)	※② 1			本庁計	2 5	(出先機関計)	1 1 0	合 計		1 3 5		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水産振興課 漁港漁場整備課 (略)</td> <td>※② } 1</td> <td>各港管理事務所 (4事務所)</td> <td>※② 2</td> </tr> <tr> <td>(削除) (略)</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁計</td> <td>2 4</td> <td>(出先機関計)</td> <td>1 1 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="2">1 3 4</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	水産振興課 漁港漁場整備課 (略)	※② } 1	各港管理事務所 (4事務所)	※② 2	(削除) (略)	(削除)			本庁計	2 4	(出先機関計)	1 1 0	合 計		1 3 4		<p>②の削除による番号繰上げ 体制見直し</p>
	機関名		人員	機関名	人員																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
水産振興課 漁港漁場整備課 (略)	※③ } 1	各港管理事務所 (4事務所)	※③ 2																																																	
港湾課 (略)	※② 1																																																			
本庁計	2 5	(出先機関計)	1 1 0																																																	
合 計		1 3 5																																																		
機関名	人員	機関名	人員																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
水産振興課 漁港漁場整備課 (略)	※② } 1	各港管理事務所 (4事務所)	※② 2																																																	
(削除) (略)	(削除)																																																			
本庁計	2 4	(出先機関計)	1 1 0																																																	
合 計		1 3 4																																																		
91	(1)～(4) (略) (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 (略) 別表2【警戒体制(地震以外の災害)】 (表中)	<p>大雨の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。</p> <p>※① (略)</p> <p><u>②大雨、洪水、大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において警報が発表された場合に限る。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>大雨の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。</p> <p>※① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p>	<p>体制見直し</p>																																																
86 90	(1)～(4) (略) (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 (略) 別表3【第2警戒体制】 (表中)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村行政課・市町村行政課</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村行政課・市町村行政課				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	市町村課				<p>組織改正</p>																								
	機関名		人員	機関名	人員																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
市町村行政課・市町村行政課																																																				
機関名	人員	機関名	人員																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
市町村課																																																				
91	(1)～(4) (略) (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 (略) 別表3【第2警戒体制】 (表中)	<p>大雨の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。</p> <p>※① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p>	<p>体制見直し</p>																																																	

	(略)					(略)					
	別表4【災害対策本部】 (表中)					別表4【災害対策本部】 (表中)					
	対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数			
			第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置	
93	総務 対策部	(略) 市町村班 <u>(市町村行政課)</u> <u>(市町村財政課)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	総務 対策部	(略) 市町村班 (削除) (削除) (略)	(略)	(略)	(略)	組織改正
	農林 水産 対策部	(略) <u>技術管理班</u> <u>農地整備班</u> (略)	()	(略)	(略)	農林 水産 対策部	(略) <u>農地整備班</u> <u>技術管理班</u> (略)	(略)	(略)	(略)	建制順錯誤
	土木 対策 部	(略) 水防本部 (計)	(略) <u>8</u> <u>(24)</u>	(略) <u>8</u> <u>(40)</u>	(略)	土木 対策 部	(略) 水防本部 (計)	(略) <u>4</u> <u>(20)</u>	(略) <u>4</u> <u>(36)</u>	(略)	体制見直し
94	【熊本県災害対策本部事務処理要領】 1～3 (略) 4 本部室の勤務体制と班の編成 (1)～(3) (略) (4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。 ① 総括グループ					【熊本県災害対策本部事務処理要領】 1～3 (略) 4 本部室の勤務体制と班の編成 (1)～(3) (略) (4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。 ① 総括グループ					

96	<p>② 情報グループ ③ 広報グループ <u>(新規)</u> ④ 調査団等対応グループ ⑤ 通信確保グループ 5～7 (略)</p> <p>別表 1 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="224 587 1055 783"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村班 <u>(市町村行政課)</u> <u>(市町村財政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班	分掌事務	市町村班 <u>(市町村行政課)</u> <u>(市町村財政課)</u>	(略)	<p>② 情報グループ ③ 広報グループ ④ <u>緊急物資調達・輸送グループ</u> ⑤ 調査団等対応グループ ⑥ 通信確保グループ 5～7 (略)</p> <p>別表 1 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1086 587 1917 783"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村班 <u>(市町村課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班	分掌事務	市町村班 <u>(市町村課)</u>	(略)	体制の強化
班	分掌事務										
市町村班 <u>(市町村行政課)</u> <u>(市町村財政課)</u>	(略)										
班	分掌事務										
市町村班 <u>(市町村課)</u>	(略)										
97	3. ～ 5. (略)	3. ～ 5. (略)	組織改正								
98	第 3 節～第 5 節 (略)	第 3 節～第 5 節 (略)									
106	<p>第 6 節 予警報等伝達計画（熊本地方气象台、知事公室） (略)</p> <p>1. 予警報等の定義 (略)</p> <p>(1) 特別警報、警報及び注意報 <u>特別警報とは、県内のいずれかの地域において、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、</u></p>	<p>第 6 節 予警報等伝達計画（熊本地方气象台、知事公室） (略)</p> <p>1. 予警報等の定義 (略)</p> <p>(1) 特別警報、警報及び注意報 <u>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</u></p>	表現適正化								

熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するため行う予報をいう。

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

イ 熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準
(表中)

種類		発表基準
特別警	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を

には「特別警報」が県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ 熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準
(表中)

種類		発表基準
特別警	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」

表現適正化

表現適正化

表現適正化

107

108	報		伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	報		に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	表現適正化	
		波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		表現適正化
		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		表現適正化
	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 雪を伴い平均風速10m/s以上（但し、阿蘇山15m/s以上）になると予想される場合。	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u> 雪を伴い平均風速10m/s以上（但し、阿蘇山15m/s以上）になると予想される場合。		表現適正化
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生すること多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生すること多い <u>竜巻等</u> の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		表現適正化
<u>融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関</u>								

<p>110</p> <p>111</p> <p>112</p>	<p>(注) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報 (略)</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>係が不明確であるため、具体的な基準を設けず、該当欄を空白で示している。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報 (略)</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p><u>津波警報等の留意事項等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</u> <u>・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u> <u>・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があ</u> 	<p>記載箇所移動</p>
----------------------------------	--	--	---------------

113	<p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 火山現象に関する情報</p> <p><u>火山現象に関する情報とは、噴火予報又は噴火警報に関係のある火山現象について、詳細かつ速やかに発表する情報をいう。なお、その情報の種類は次のとおりである。</u></p> <p><u>ア. 火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>イ. 火山活動解説資料</u></p> <p><u>ウ. 週間火山概況</u></p> <p><u>エ. 月間火山概況</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 降灰予報</u></p> <p><u>火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報（定時）、噴火発生直後の予報（速報）、噴火発生後の制度の良い予報（詳細）を提供する。各情報については、阿蘇火山噴火対策計画を参照。</u></p> <p>(8) 火山現象に関する情報</p> <p><u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台が発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・火山の状況に関する解説情報</u> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <u>・火山活動解説資料</u> <p><u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <u>・週間火山概況</u> <p><u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u></p> <u>・月間火山概況</u> <p><u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</u></p> <u>・噴火に関する火山観測報</u> 	<p>予報の追加</p> <p>表現適正化</p>
-----	--	---	---------------------------

114	<p>(8) 緊急地震速報（警報）</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>津波警報等の留意事項等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</u> ・ <u>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u> ・ <u>津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u> <p>(9) ～ (13) （略）</p> <p>(14) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、<u>気象業務法と災害対策基本法</u>に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、<u>市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民等の自主的な避難行動の参考情報</u>として、県と気象庁が共同して発するものである。なお、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発する。</p> <p>情報の発表基準は資料編のとおりである。</p>	<p><u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>(9) 緊急地震速報（警報）</p> <p>（略）</p> <p>(10) ～ (14) （略）</p> <p>(15) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、<u>気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法</u>に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、<u>市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的</u>として、県と気象庁が共同して発するものである。なお、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発する。</p> <p>情報の発表基準は資料編のとおりである。</p>	<p>記載箇所移動</p> <p>根拠となる法律の追加 法律改正に伴う修正</p>
-----	--	---	---

<p>115</p>	<p>(15) (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統</p> <p>予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 気象予警報の伝達系統</p> <p>① 特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。</p> <p>ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>次の種類の特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>土砂災害警戒情報の伝達系統は、資料編のとおりである。また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、資料編のとおりである。</p>	<p>(16) (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統</p> <p>予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 気象予警報の伝達系統</p> <p>① 特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。</p> <p>ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。</p> <p><u>また、特別警報が発表された市町村については、住民に周知の措置を行う義務がある。</u></p> <p>次の種類の特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統</p> <p><u>土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、一般に周知するものとする。なお、</u>土砂災害警戒情報の伝達系統は、資料編のとおりである。また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、資料編のとおりである。</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
<p>116</p>	<p>3. 予警報等の取扱い</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 熊本海上保安部による措置</p>	<p>3. 予警報等の取扱い</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 熊本海上保安部による措置</p>	

	<p>熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する特別警報、警報の通知を受けたときは、速やかに航海中及び入港中の船舶に周知するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する特別警報、警報の通知を受けたときは、速やかに航海中及び入港中の船舶<u>並びに関係事業者</u>に周知するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>対策の追加</p>
117	<p>4. (略)</p>	<p>4. (略)</p>	
118	<p>5. 異常発見時における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p> <p>①系統 (図中)</p> <p><u>阿蘇火山防災連絡事務所</u></p>	<p>5. 異常発見時における措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。</p> <p>①系統 (図中)</p> <p><u>阿蘇山火山防災連絡事務所</u></p>	
119	<p>②通報の方法</p> <p>6. 気象等伝達についての応急措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。</p> <p>① <u>警報</u>を行ったときは、その警報文の全文</p> <p>② <u>警報</u>を解除したときは、その旨</p> <p>③ <u>警報</u>が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文</p>	<p>②通報の方法</p> <p>6. 気象等伝達についての応急措置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。</p> <p>① <u>特別警報・警報</u>を行ったときは、その警報文の全文</p> <p>② <u>特別警報・警報</u>を解除したときは、その旨</p> <p>③ <u>特別警報・警報</u>が注意報に切替えられたときは、その注意報</p>	<p>錯誤</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

<p>120</p> <p>124</p> <p>125</p> <p>130</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第8節 情報収集及び被害報告取扱計画 (県知事公室、関係機関) (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 防災情報の収集・伝達システムの活用 (略)</p> <p>また、県、市町村は、県防災情報ネットワークシステムや<u>県統合防災情報システム</u>、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報ネットワークシステム等の防災情報端末操作の習熟を図っておくものとする。</p> <p>4. ~ 9. (略)</p> <p>第9節 広報計画 (県知事公室) (略)</p>	<p>文の全文</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 情報収集及び被害報告取扱計画 (県知事公室、関係機関) (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 防災情報の収集・伝達システムの活用 (略)</p> <p>また、県、市町村は、県防災情報ネットワークシステムや<u>県統合型防災情報システム</u>、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。</p> <p><u>さらに、市町村は、避難勧告等を発令した場合には、災害情報共有システム (Lアラート) (以下、単に「Lアラート」という。)へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。</u></p> <p>なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報ネットワークシステム等の防災情報端末操作の習熟を図っておくものとする。</p> <p>4. ~ 9. (略)</p> <p>第9節 広報計画 (県知事公室) (略)</p>	<p>錯誤</p> <p>対策の追加</p>
---	---	---	------------------------

133	<p>1. ～ 6. (略)</p> <p>7. インターネットの利用 (県知事公室、県企画振興部) (略)</p> <p>(1) 行政からの情報の提供 (略)</p> <p>なお、災害発生時には、ホームページへのアクセスが増大するため、アクセスを処理する<u>熊本県防災情報統合型システム</u>のインターネット公開サーバーの増設等により配信能力の向上を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1. ～ 6. (略)</p> <p>7. インターネットの利用 (県知事公室、県企画振興部) (略)</p> <p>(1) 行政からの情報の提供 (略)</p> <p>なお、災害発生時には、ホームページへのアクセスが増大するため、アクセスを処理する<u>熊本県統合型防災情報システム</u>のインターネット公開サーバーの増設等により配信能力の向上を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>錯誤</p>
134	<p>8. (略)</p>	<p>8. (略)</p>	
135	<p>第10節～第11節 (略)</p>	<p>第10節～第11節 (略)</p>	
138	<p>第12節 避難収容対策計画 (県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村) (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法 (県知事公室、市町村、関係機関)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第12節 避難収容対策計画 (県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村) (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法 (県知事公室、市町村、関係機関)</p> <p>(1) (略)</p>	
139	<p>(2) 避難勧告等の伝達方法 (略)</p> <p>なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者</p>	<p>(2) 避難勧告等の伝達方法 (略)</p> <p>なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者</p>	

139	<p>を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。</p> <p>① 防災行政無線による伝達周知</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>② J-ALERTによる伝達周知</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3. 避難勧告等の基準</p> <p>避難勧告等の基準は、<u>災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。</u>なお、実施責任者は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。</p> <p><u>(1) 避難準備（避難行動要支援者避難）情報の基準</u></p> <p><u>避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が、指定された指定緊急避難場所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難等の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>なお、土砂災害に対しては、資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報等を参考に避難準備情報の明確な基準を定めておくものとする。</u></p>	<p>を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。</p> <p>① 防災行政無線による伝達周知</p> <p>② <u>Lアラートによる伝達周知</u></p> <p>③ J-ALERTによる伝達周知</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><u>なお、国土交通省及び県は、市町村から避難勧告等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>3. 避難勧告等の基準（<u>県知事公室、市町村、関係機関</u>）</p> <p>避難勧告等の基準は、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を参考とする。</u></p> <p><u>具体的には、災害の種類及び地域性等により異なるが、判断基準設定の考え方は、次の(1)～(3)のとおりとする。基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。</u></p> <p><u>また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市町村は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。</u></p> <p>なお、実施責任者は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の</p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
-----	---	--	--

<p><u>(2) 避難勧告の基準</u></p> <p><u>① 洪水の場合</u></p> <p><u>河川等の水位が警戒水位を突破し、若しくは突破するおそれがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、警戒水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 高潮の場合</u></p> <p><u>土地の高さが当日の天文潮位（潮汐表）における満潮時の潮位よりも低い地域、あるいはそれ以上の地域であっても過去の高潮被害において床上浸水以上の記録のある地域においては、当該地域の地形条件も踏まえ、堤防等が整備されている地域にあっても、次の状況をすべて満たす場合、速やかに避難の措置をとるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 当該地域が台風の暴風警戒域の予報円内にある場合</u> <u>・ 台風の接近時間帯（おおむね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合</u> <u>・ 当該地域が、強風が吹き込む方向に湾・入り江を形成している地形である場合</u> <p><u>なお、上記にかかわらず潮位観測の数値の把握、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により潮位の把握に努め、異常な潮位の上昇が確認された場合には避難の措置をとるものとする。</u></p>	<p>発見に努めるものとする。</p> <p><u>(1) 水害</u></p> <p><u>① 避難準備情報</u></p> <p><u>市町村は、要配慮者が、指定された指定緊急避難場所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難準備情報の発令を行うものとする。</u></p> <p><u>避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</u></p> <p><u>ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。</u></p> <p><u>このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</u></p> <p><u>堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。</u></p> <p><u>なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。</u></p> <p><u>② 避難勧告</u></p> <p><u>氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</u></p> <p><u>ただし、水位観測所の受け持ち区間は数kmから数10kmに及び、受け持ち区間内の最も危険な箇所を基に氾濫危険水位が設</u></p>	<p>国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）に基づく修正</p>
--	---	--

さらに、高潮と波浪が重なって起こる越波については、海岸隣接地において被害が発生するおそれがあるため特に警戒するものとする。

③ 豪雨の場合

豪雨時には土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生するおそれが高まることとなる。土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合あるいは、時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合、又は長期間にわたって雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生するおそれがあるが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なることから、それぞれの地域の状況に応じて市町村において、資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報等を参考に避難勧告の明確な基準を定めておくものとする。

また、土砂災害危険箇所等において次のような兆候（前兆現象）が確認された場合には、上記基準にかかわらず速やかに避難の措置をとるものとする。

○がけ、急傾斜地

- ・崖等で小石がぱらぱら落ちる。
- ・地面にひび割れができる。
- ・斜面から濁った水が流れ出る。
- ・地鳴りがする。

○溪流

- ・溪流内で転石が流れる音がする。
- ・流木が発生している。
- ・流水が異常に濁る。

定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階で、すべての市町村・区域に氾濫のおそれが生じるとは限らない。

このため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。

なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

③ 避難指示

河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、避難指示の判断材料とする。

堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

※ なお、上記判断基準は、洪水予報河川を想定している。これ以外の水位周知河川、小河川についても、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）を参考に避難勧告等の基準を定めるものとする。

(2) 土砂災害

① 避難準備情報

大雨警報（土砂災害）は、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表される

- ・土臭いにおいがする。
- ・地鳴りがする。
- ・雨が降っているにもかかわらず溪流の水位が下がる。

○地すべり地

- ・斜面や構造物の亀裂が拡大している。又ははらみ出し
ている。
- ・落石や小崩壊が見られる。
- ・樹木の根が切れる音がする。又は樹木が傾き出す。
- ・地鳴りがする。

○その他土砂災害の兆候が確認されたとき

④ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

⑤ その他周囲の状況から判断し、災害の危険性が相当高まったとき。

(3) 避難指示の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮、土石流その他災害発生の事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難の措置をとるものとする。

なお、土砂災害に対しては、資料編の土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）等を参考に定めておくものとする。

ことから、この情報の発表を判断基準の基本とする。

雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も判断基準として設定してもよい。

土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して検討する。

大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難準備情報の発令を検討する必要がある。その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

② 避難勧告

土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域に更に避難勧告を検討する。

土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。

土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。なお、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象地域とする必要がある。

避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

③ 避難指示

基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、まだ、避難していない人へより強く避難を促す措置としての避難指示となる。

土砂災害警戒情報を補足する情報が実況で基準を超過した場合や、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等は、さらに土砂災害発生の危険性が高まっていると想定される。

土砂災害警戒情報を補足する情報を参考とし、避難指示の発令範囲を的確に設定する。

大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表され

た場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする必要がある。

(3) 高潮

高潮が予想される状況下においては、台風の接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多い。このため、台風の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報の発表等により、要配慮者のみならず対象地域の全てが避難行動をする必要があることから、始めから避難勧告の発令となる。

高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を材料に、避難勧告に先立ち避難準備情報を早めに発令することも検討すべきである。

また、高潮特別警報の場合は、広範囲の住民の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告を早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視するべきである。

① 避難勧告

高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。

		<p><u>高潮特別警報の場合は、警報よりも広範囲で影響を受ける可能性があることから、避難勧告対象地区を広げにすることが望ましい。また、対象地区が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。</u></p> <p><u>また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。</u></p> <p>② 避難指示</p> <p><u>基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令されていることを前提とする。</u></p> <p><u>海岸堤防等の倒壊、水門・陸閘等の損傷など、構造物被害が発見された場合や異常な越波・越流が発生した場合など、周辺住民を対象とした発令が考えられるが、既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要がある。</u></p>	
141	4. ～ 9. (略)	4. ～ 9. (略)	
149	第13節～第20節 (略)	第13節～第20節 (略)	
175	<p>第21節 交通規制計画（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路株）</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	<p>第21節 交通規制計画（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路株）</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	

176	<p>3. 交通規制の実施（県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路㈱）</p> <p>(1) 危険箇所の交通規制 （略） ①～② （略） ③ 道路標識の寸法及び色彩 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び「<u>道路標示に関する命令</u>」（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところによる。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4. （略）</p>	<p>3. 交通規制の実施（県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路㈱）</p> <p>(1) 危険箇所の交通規制 （略） ①～② （略） ③ 道路標識の寸法及び色彩 道路標識の寸法及び色彩は、「<u>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</u>」（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところによる。</p> <p>(2) （略）</p> <p>4. （略）</p>	<p>錯誤</p>
177	<p>5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 （略） (1)～(4) （略） <u>(5) 消防吏員による撤去職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいなくときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。</u> <u>(6) 自衛官及び消防吏員の通知</u>自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。</p>	<p>5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 （略） (1)～(4) （略） <u>(5) 消防吏員による撤去職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいなくときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。</u> <u>(6) 自衛官及び消防吏員の通知</u>自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

	<p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p> <p>第2 2 節 輸送計画（九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>	<p><u>6. 災害時における車両の移動等</u></p> <p><u>(1) 道路交通規制等</u></p> <p><u>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u></p> <p><u>(2) 道路啓開等</u></p> <p><u>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p><u>国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u></p> <p>第2 2 節 輸送計画（<u>県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、関係機関</u>）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p><u>4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、関係機関）</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>実施機関の追加</p> <p>対策の追加</p>
--	---	---	--

		<u>県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。</u>	
179	<u>4. ～ 5.</u> (略)	<u>5. ～ 6.</u> (略)	
180	第23節～第25節 (略)	第23節～第25節 (略)	
187	第26節 保健衛生計画 (県健康福祉部) (略) 1. ～ 2. (略)	第26節 保健衛生計画 (県健康福祉部) (略) 1. ～ 2. (略)	
189	3. 健康管理 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 被災動物対策</u> ①～② (略)	3. 健康管理 (1) ～ (2) (略) <u>4. 被災動物対策</u> ①～② (略)	項目の整理
191	第27節～第29節 (略)	第27節～第29節 (略)	
199	第30節 ダム等管理計画 (県農林水産部、県土木部、県企業局、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発(株)) 1. ～ 2. (略) 3. 管理の方法 (1) ～ (5) (略)	第30節 ダム等管理計画 (県農林水産部、県土木部、県企業局、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発(株)) 1. ～ 2. (略) 3. 管理の方法 (1) ～ (5) (略)	
201	(6) 樋門を有し、防災管理を必要とする海岸堤防 (県農林水産部) ① (略)	(6) 樋門を有し、防災管理を必要とする海岸堤防 (県農林水産部) ① (略)	

	<p>②樋門及び排水機場等</p> <p>各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう原動機の点検、スピンドル等によるさび止め、並びに操作位置までの連絡道の整備、不良門扉の補修取替え等を行うとともに、災害時における防災対策の万全を期するものとする。</p>	<p>②樋門及び排水機場等</p> <p>各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう原動機の点検、スピンドル等の点検整備、並びに操作位置までの連絡道の整備、不良門扉の補修取替え等を行うとともに、災害時における防災対策の万全を期するものとする。</p>	
202	第3 1 節～第3 3 節 (略)	第3 1 節～第3 3 節 (略)	
208	<p>第3 4 節 電力施設応急対策計画（九州電力株式会社熊本支社）</p> <p>(略)</p> <p>1. 電力施設の状況（<u>H25.3月末</u>）</p> <p>熊本支社管内の電力施設は84変電所（<u>958</u>万kVA）、25発電所（203万kW）、送電線（亘長<u>1,779</u>km）及び配電線（亘長<u>21,172</u>km）がある。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>第3 4 節 電力施設応急対策計画（九州電力株式会社熊本支社）</p> <p>(略)</p> <p>1. 電力施設の状況（<u>H26.3月末</u>）</p> <p>熊本支社管内の電力施設は84変電所（<u>953</u>万kVA）、25発電所（203万kW）、送電線（亘長<u>1,789</u>km）及び配電線（亘長<u>21,324</u>km）がある。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>時点修正</p>
210	<p>第3 5 節 ガス施設応急対策計画（都市ガス事業者）</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 保安体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス事業者における防災体制の確立</p> <p>台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害</p>	<p>第3 5 節 ガス施設応急対策計画（都市ガス事業者）</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 保安体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス事業者における防災体制の確立</p> <p>台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害</p>	

	<p>復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「<u>防災に関する計画</u>」を定め、防災体制の確立を図るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. 災害発生時におけるガス事業者の措置</p> <p>(1) 非常体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「<u>防災に関する計画</u>」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「<u>防災業務計画</u>」を定め、防災体制の確立を図るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. 災害発生時におけるガス事業者の措置</p> <p>(1) 非常体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「<u>防災業務計画</u>」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>防災業務計画策定による修正</p> <p>防災業務計画策定による修正</p>
211	4. ～5. (略)	4. ～5. (略)	
212	<p>第36節 阿蘇火山<u>爆発</u>対策計画（<u>県知事公室、県土木部</u>、市町村、関係機関）</p> <p>1. 総則</p> <p>阿蘇火山が<u>爆発</u>し、又は<u>爆発</u>するおそれがある場合、登山者、又は地域住民の生命、<u>身体財産</u>を保護するため、県、<u>市、町、村</u>及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>1. <u>阿蘇火山</u>に係る市町村及び地域</p>	<p>第36節 阿蘇火山<u>噴火</u>対策計画（<u>県関係各部</u>、市町村、関係機関）</p> <p>1. 総則</p> <p>阿蘇火山が<u>噴火</u>し、又は<u>噴火</u>するおそれがある場合、登山者（<u>観光客を含む。以下、同じ。</u>）、又は地域住民の生命、<u>身体、財産</u>を保護するため、県、<u>市町村</u>及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p><u>また、噴火に伴う土砂災害や降灰に対しても、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p>1. <u>阿蘇火山噴火対策</u>に係る市町村及び地域</p> <p><u>阿蘇火山噴火対策に係る市町村及び地域は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて、被害を受け、又は被害を受けるおそれの</u></p>	<p>表現適正化、実施機関の追加</p> <p>表現適正化 字句修正</p> <p>対策の追加</p> <p>表現適正化 市町村・地域の追加</p>

213	<p>(1) <u>阿蘇火山</u>に係る市町村は、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）とする。</p> <p>(2) <u>阿蘇火山</u>に係る地域は次の市町村とする。</p> <p>阿蘇市、高森町、南阿蘇村</p> <p>2. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が<u>爆発</u>し、又は<u>爆発</u>するおそれがある場合の防災体制は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 火山観測</p> <p>火山観測について、福岡管区気象台は、震動、地殻変動（傾斜、<u>G P S</u>）、表面現象（遠望、空振）の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。</p> <p>4. 防災対策事業等の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係市町村</p> <p>関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>火山防災マップの作成</u></p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>① 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。</p>	<p><u>ある市町村においても対策を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>阿蘇火山噴火対策</u>に係る市町村は、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）とする。</p> <p>(2) <u>阿蘇火山噴火対策</u>に係る地域は次の市町村とする。</p> <p>阿蘇市、高森町、南阿蘇村</p> <p>2. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が<u>噴火</u>し、又は<u>噴火</u>するおそれがある場合の防災体制は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 火山観測</p> <p>火山観測について、福岡管区気象台は、震動、地殻変動（傾斜、<u>G N S S</u>、<u>光波測距</u>）、表面現象（遠望、空振）の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。</p> <p>4. 防災対策事業等の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係市町村</p> <p>関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>火山防災マップの作成及び防災教育の推進</u></p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>① 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。</p>	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p> <p>字句修正</p> <p>対策の追加</p>
-----	---	--	---

214	<p>火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予報とは、観測の成果に基づく現象の予測をいう。 ・警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。 <p><u>(新規)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル4 (避難準備)</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)ため、住民等の避難準備、<u>避難行動要支援者</u>の避難等が必要と認める場合に噴火警報(居住地域)を用いて発表。</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p><u>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</u></p>	<p>火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予報とは、観測の成果に基づく現象の予測をいう。 ・警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。 <p><u>なお、噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル4 (避難準備)</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)ため、住民等の避難準備、<u>要配慮者</u>の避難等が必要と認める場合に噴火警報(居住地域)を用いて発表。</p> <p>(2) 降灰予報</p> <p><u>火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰(降灰)は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報(量的降灰予報)として、噴火を想定した事前の予報(定時)、噴火発生直後の予報(速報)、噴火発生後の精度の良い予報(詳細)を提供する。</u></p> <p>① 降灰予報(定時)</p> <p><u>噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表する。</u></p>	<p>特別警報の位置づけの明確化</p> <p>字句修正</p> <p>対策の強化</p>
-----	---	---	---

	<p>(3) 火山現象に関する情報の種類 阿蘇山の噴火警戒レベル (表中)</p> <table border="1" data-bbox="248 635 1023 879"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>4 (避難 準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での 避難準備、<u>避難行動要支援者</u>の 避難等が必要。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 噴火予報、噴火警報の伝達 (略) (系統図中) <u>九州産業交通株式会社山上ターミナル事務所</u></p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	対象範囲	レベル	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	居住地域及び それより火口側	4 (避難 準備)	警戒が必要な居住地域での 避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の 避難等が必要。	<p><u>② 降灰予報 (速報)</u> <u>噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表する。</u></p> <p><u>③ 降灰予報 (詳細)</u> <u>噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表する。</u></p> <p>(3) 火山現象に関する情報の種類 阿蘇山の噴火警戒レベル (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1108 635 1883 879"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>4 (避難 準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での 避難準備、<u>要配慮者</u>の避難等が 必要。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 噴火予報、噴火警報の伝達 (略) (系統図中) <u>九州産交ツーリズム株式会社 阿蘇山ロープウェイ</u> <u>産交バス株式会社 阿蘇営業所</u> <u>九州産交バス株式会社 熊本営業所</u></p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	対象範囲	レベル	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	居住地域及び それより火口側	4 (避難 準備)	警戒が必要な居住地域での 避難準備、 <u>要配慮者</u> の避難等が 必要。	<p>字句修正</p> <p>錯誤</p> <p>錯誤</p> <p>組織改正</p> <p>錯誤</p> <p>錯誤</p>
対象範囲	レベル	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応													
居住地域及び それより火口側	4 (避難 準備)	警戒が必要な居住地域での 避難準備、 <u>避難行動要支援者</u> の 避難等が必要。													
対象範囲	レベル	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応													
居住地域及び それより火口側	4 (避難 準備)	警戒が必要な居住地域での 避難準備、 <u>要配慮者</u> の避難等が 必要。													

218	<p>(系統図中)</p> <p><u>九州産業交通株式会社山上ターミナル事務所</u></p> <p>(9) ~ (10) (略)</p> <p>(11) <u>防災訓練の実施</u></p> <p>関係市町村は、災害の想定に基づき、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(系統図中)</p> <p><u>九州産交ツーリズム株式会社 阿蘇山ロープウェー</u></p> <p><u>産交バス株式会社 阿蘇営業所</u></p> <p><u>九州産交バス株式会社 熊本営業所</u></p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p>(12) <u>防災訓練の実施及び防災教育の推進</u></p> <p>関係市町村は、災害の想定に基づき、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を実施するものとする。</p> <p><u>また、登山者及び地域住民に対する防災教育を推進するものとする。</u></p> <p>(13) <u>登山者及び地域住民に対する適切な情報提供</u></p> <p><u>関係市町村及び県は、登山者及び地域住民に対して安全確保に必要な最新の火山防災情報を提供するものとする。</u></p>	<p>組織改正</p> <p>錯誤</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
218	<p>3. 災害応急対策</p> <p>1. 災害情報収集及び被害報告</p> <p>(略)</p> <p>(1) 関係市町村</p> <p>(略)</p> <p>なお、阿蘇地域振興局への被害報告は、本計画の<u>第3章第7節情報収集及び被害取扱計画</u>により行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県(危機管理防災課)</p> <p>(略)</p> <p>また必要がある場合は、すみやかに<u>第3章第7節</u>情報収集及</p>	<p>3. 災害応急対策</p> <p>1. 災害情報収集及び被害報告</p> <p>(略)</p> <p>(1) 関係市町村</p> <p>(略)</p> <p>なお、阿蘇地域振興局への被害報告は、本計画の<u>第3章第8節情報収集及び被害報告取扱計画</u>により行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県(危機管理防災課)</p> <p>(略)</p> <p>また必要がある場合は、すみやかに<u>第3章第8節</u>情報収集及</p>	<p>錯誤</p> <p>錯誤</p>

219	<p>び被害報告取扱計画の定めにより報告を行うものとする。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>4. 阿蘇火山爆発に伴う警察措置 (県警察本部) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>び被害報告取扱計画の定めにより報告を行うものとする。</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>4. 阿蘇火山噴火に伴う警察措置 (県警察本部) (略)</p> <p>4. 土砂災害対策</p> <p><u>噴火に伴い発生する土砂災害に対しては、次の対策に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(1) 監視・観測、調査</u></p> <p><u>緊急ソフト対策及び緊急ハード対策の実施を検討するため、火山噴火後、必要に応じて、次の火山活動に関する監視・観測、降灰量調査等を実施する。</u></p> <p><u>① 気象庁等による火山活動に関する監視・観測、状況把握等のための調査</u></p> <p><u>② 県、市町村、関係機関による降灰量調査、土砂災害や土砂移動現象に関する監視・観測</u></p> <p><u>(2) 緊急ソフト対策</u></p> <p><u>県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>① 避難対策支援のための関係市町村への情報提供 (土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査等)</u></p> <p><u>② 監視・観測機器の緊急配備 (監視カメラ等)</u></p> <p><u>③ 情報通信システムの緊急配備 (国土交通省等との連携)</u></p> <p><u>(3) 緊急ハード対策</u></p> <p><u>県、市町村、関係機関は、人家や重要公共施設・幹線道路等における流出土砂の被害防止・軽減を目的として、除石等を実施す</u></p>	<p>表現適正化</p> <p>対策の追加</p>
-----	--	---	---------------------------

	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>5. 降灰対策</p> <p><u>噴火に伴う降灰に対しては、必要に応じて、次の各分野において、国、県、市町村、関係機関及び民間ボランティア等が連携して対策に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(1) 防災分野</u></p> <p><u>市町村の避難施設整備に係る国庫補助制度の活用に向けた計画策定や県防災消防ヘリコプターの退避駐機場の確保等を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 交通分野</u></p> <p><u>交通機関の運行状況等に関する情報提供を行うとともに、運行に支障が生じないよう対処するものとする。</u></p> <p><u>(3) 健康分野</u></p> <p><u>健康に関する住民の不安を解消するため、相談体制の整備や適切な情報提供を行う。また、社会福祉施設等に対し、被害状況の把握及び国庫補助制度等の情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 環境生活分野</u></p> <p><u>生活環境への影響に関する住民の不安を解消するため、火山灰等による粒子状物質の常時監視及び監視データの公表を行う。また、水道事業者への助言、自然公園施設の降灰除去、消費生活相談への対応等を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 商工業分野</u></p> <p><u>風評被害を防止するため、県内外に広く正確な情報発信を行うとともに、キャンペーン等を活用したPRを行う。また、消費喚起対策や中小企業等への経営・金融支援等を行うものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
--	--------------------	--	--------------

<p>220</p> <p>222</p>	<p>第37節 航空機災害応急対策計画（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>1. 各機関の措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）情報の通信連絡及び広報</p> <p>① 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 空港内で災害が発生した場合</p>	<p><u>（6）農林水産業分野</u></p> <p><u>農林水産物への影響等の調査を行うとともに、生産や経営に対する支援、国庫補助制度活用に向けた計画策定を行うものとする。</u></p> <p><u>（7）土木分野</u></p> <p><u>降灰量調査や土砂災害に備えた砂防堰堤等の整備、河川等の浚渫等を行う。また、道路の降灰除去や、下水道、都市排水路等の降灰除去に係る市町村への助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>（8）教育分野</u></p> <p><u>学校等に対する情報収集を行うとともに、学習環境への影響を防ぐため、市町村に対して国制度を活用した学校施設の降灰除去や降灰防除事業等の情報提供・助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>（9）その他</u></p> <p><u>車帰風力発電所の常時監視及び施設点検を行う。また、市町村の財政支援制度（特別交付税、起債等）活用に係る支援を行うものとする。</u></p> <p>第37節 航空機災害応急対策計画（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>1. 各機関の措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）情報の通信連絡及び広報</p> <p>① 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 空港内で災害が発生した場合</p>	
-----------------------	--	--	--

223	<p>(図中)</p> <p><u>天草産交</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p> <p>(表中)</p>	<p>(図中)</p> <p><u>産交バス株式会社 天草営業所</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p> <p>(表中)</p>	組織改正									
224	<table border="1" data-bbox="244 443 1055 544"> <tr> <td data-bbox="244 443 584 496"><u>福岡管区気象台福岡航空</u></td> <td data-bbox="584 443 754 496"></td> <td data-bbox="754 443 1055 496"><u>096-232-2851(内60)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 496 584 544"><u>測候所熊本空港出張所</u></td> <td data-bbox="584 496 754 544"></td> <td data-bbox="754 496 1055 544"></td> </tr> </table>	<u>福岡管区気象台福岡航空</u>		<u>096-232-2851(内60)</u>	<u>測候所熊本空港出張所</u>			<table border="1" data-bbox="1106 443 1917 496"> <tr> <td data-bbox="1106 443 1447 496"><u>福岡航空測候所</u></td> <td data-bbox="1447 443 1617 496"><u>予報課</u></td> <td data-bbox="1617 443 1917 496"><u>092-621-3588</u></td> </tr> </table>	<u>福岡航空測候所</u>	<u>予報課</u>	<u>092-621-3588</u>	組織改正
<u>福岡管区気象台福岡航空</u>		<u>096-232-2851(内60)</u>										
<u>測候所熊本空港出張所</u>												
<u>福岡航空測候所</u>	<u>予報課</u>	<u>092-621-3588</u>										
	(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)										
227	第38節～第40節 (略)	第38節～第40節 (略)										
240	第4章 (略)	第4章 (略)										
253	熊本県特殊災害対策計画 第1章～第4章 (略)	熊本県特殊災害対策計画 第1章～第4章 (略)										
261	第5章 災害応急対策計画 第1節～第2節 (略)	第5章 災害応急対策計画 第1節～第2節 (略)										
270	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略) 1.～5. (略)	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略) 1.～5. (略)										
272	6. 交通の規制、整理等	6. 交通の規制、整理等										

<p>273</p> <p>275</p> <p>276</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 熊本海上保安部の措置 海上において船舶の<u>航行等の制限</u>を行う必要があるときは、海上災害の場合に準じ船舶の<u>航行の制限等</u>の措置を行う。</p> <p>7. ~ 10. (略)</p> <p>第4節 海上災害の場合の各種応急措置 (略)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 避難 (1) (略) (2) 熊本海上保安部の措置 災害が他の船舶におよぶ危険がある場合は、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、<u>他の安全な場所に避難させる等必要な指示</u>、勧告を行う。 (3) ~ (5) (略)</p> <p>5. 港内の安全確保 (1) (略) (2) 熊本海上保安部の措置 ① 災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、<u>一般船舶の立入禁止区域を設定し</u>、その周知を行う。 ② <u>立入禁止</u>区域の警戒及び情報の伝達を行う。 ③~⑤ (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 熊本海上保安部の措置 海上において船舶の<u>航泊制限等</u>を行う必要があるときは、海上災害の場合に準じ船舶の<u>航泊制限等</u>の措置を行う。</p> <p>7. ~ 10. (略)</p> <p>第4節 海上災害の場合の各種応急措置 (略)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 避難 (1) (略) (2) 熊本海上保安部の措置 災害が他の船舶におよぶ危険がある場合は、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、<u>船舶交通の制限又は禁止等必要な命令</u>、勧告を行う。 (3) ~ (5) (略)</p> <p>5. 港内の安全確保 (1) (略) (2) 熊本海上保安部の措置 ① 災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、<u>船舶の航泊禁止等区域を設定し</u>、その周知を行う。 ② <u>航泊禁止等</u>区域の警戒及び情報の伝達を行う。 ③~⑤ (略)</p>	<p>字句修正 字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正 字句修正</p>
----------------------------------	--	--	---

	<p>⑥ 危険物積載船舶に移動を命じ、又は、<u>航行</u>の制限若しくは禁止を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 地元警察署の措置 熊本海上保安部、県（港管理事務所）と連携し、<u>立入禁止</u>区域の警戒、障害物の除去等を応援する。</p> <p>277 6. 広報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊本海上保安部の措置 災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の<u>航行</u>禁止等の制限事項及び避難等について広報する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. ~ 8. (略)</p> <p>278 第6章 (略)</p> <p>279 熊本県原子力災害対策計画 (略)</p> <p>288 参考 (略)</p>	<p>⑥ 危険物積載船舶に移動を命じ、又は、<u>航泊</u>の制限若しくは禁止を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 地元警察署の措置 熊本海上保安部、県（港管理事務所）と連携し、<u>航泊禁止等</u>区域の警戒、障害物の除去等を応援する。</p> <p>6. 広報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊本海上保安部の措置 災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の<u>航泊</u>禁止等の制限事項及び避難等について広報する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. ~ 8. (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>熊本県原子力災害対策計画 (略)</p> <p>参考 (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
--	--	---	-------------------------------------